

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

処に関する法律

(平成二二年六月二十四日法律第五五号)

この国も管轄権を行使することが認められております。このような状況及び国連海洋法条約の趣旨にかんがみると、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処について法整備をすることが喫緊の課題であり、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

一、提案理由 (平成二二年四月一四日・衆議院海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会)

○金子国務大臣　ただいま議題となりました海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

海に閉まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上を航行する船舶の安全の確保は極めて重要であります。近年発生している海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威となっています。

公海等における海賊行為については、国連海洋法条約において、すべての国が最大限に可能な範囲でその抑止に協力するとされているとともに、関係者や関係船舶の国籍を問わず、いざ

第一に、船舶に乗り組みまたは乗船した者が、私的目的で、公海または我が国領海等において行う航行中の他の船舶の強取、運航支配、船舶内の財物の強取、船舶内にある者の略取、人質による強要等の行為を、海賊行為と定義しております。

第二に、海賊行為をした者につき、その危険性や悪質性に応じて処罰することとしております。

第三に、海賊行為への対処は、海上保安庁が必要な措置を実施するものとし、海上保安官等は、海上保安庁法において準用する警察官職務執行法第七条の規定による武器の使用のほか、他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるため他に手段がない場合においても、武器を使用することができます。

第四に、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができるものとし、当該承認を受けようとするときは、

原則として、対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないとともに、内閣総理大臣は、国会に所要の報告をしなければならないとしております。

第五に、海賊対処行動を命ぜられた自衛官につき、海上保安庁法の所要の規定、武器の使用に関する警察官職務執行法第七条の規定、及び他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるための武器の使用に関するこの法律案の規定を準用することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議よろしくお願いいたします。

二、衆議院海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長報告(平成二一年四月二三日)

○深谷隆司君　ただいま議題となりました法律案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

本案は、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、船舶に乗り組みまたは乗船した者が、私的目的で、公海または我が国領海等において行う航行中の他の船舶の強取等の行為を海賊行為と定義いたしております。

第二に、海賊行為をした者につき、その危険性や悪質性に応じて処罰することとしております。

第三に、海賊行為への対処は、海上保安庁が必要な措置を実施するものとし、海上保安官等は、警察官職務執行法第七条の規定による武器の使用のほか、他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止し、停船させるため、武器を使用することができます。

第四に、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、海賊対処行動を命ずることができるものとし、その際、原則として、対処要項を作成して、内閣総理大臣に提出し、内閣総理大臣は、国会に所要の報告をしなければならないこととしております。

第五に、海賊対処行動を命ぜられた自衛官につき、武器の使用に関する警察官職務執行法第七条の規定及び他の船舶への著

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

一一〇〇

しい接近等の海賊行為を制止し、停船させるための武器の使用について、本法律案の規定を準用することとしております。

本案は、去る三月十三日本院に提出され、四月十四日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日金子国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十五日質疑に入りました。二十一日には参考人から意見を聴取し、二十三日麻生内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、実に二十五時間余にわたり慎重に審査いたしました。

同日質疑終局の後、民主党・無所属クラブから、海上保安庁による海賊行為への対処が困難である場合の国土交通大臣の要請に基づく海賊対処本部の設置及び自衛隊が海賊行為への対処を実施する場合の国会の事前承認などを内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。次いで、討論、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成二一年六月一九日)

○榛葉賀津也君 ただいま議題となりました海賊対処法案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年発生している海賊行為が海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威となっていることから、船舶航行の安全確保と国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為に対処するために必要な事項を定めるものであります。

委員会におきましては、金子国務大臣、浜田防衛大臣及び中曾根外務大臣に対し質疑を行うとともに、四名の参考人から意見を聴取し、さらに、麻生内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

質疑の主な内容は、ソマリア沖・アデン湾での海賊事件多発の要因、諸外国の海賊対策の活動状況と米沿岸警備隊艦船の派遣の有無、海上保安庁巡視船ではなく自衛艦を派遣する理由、海上警備行動による護衛活動の現状、P3C哨戒機派遣の目的、本案による自衛隊派遣に国会の事前承認規定を設けることの是非、本案による武器使用の在り方と武力の行使との関係、ソマリア情勢の安定化のための我が国の支援などであります

が、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本の白理事より反対、自由民主党及び公明党を代表して自由民主党の佐藤委員より賛成、日本共産党的井上委員より反対、社会民主党・護憲連合の山内委員より反対する旨、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は賛成少數をもつて否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二年六月一九日、憲法第五九条第一項の規定に基づき再可決した。